

◎独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程

(令和3年4月1日規程第21号)

最終改正 令和7年5月15日

(総則)

第1条 独立行政法人都市再生機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第31条に規定する外国において勤務する職員（以下「在外職員」という。）に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 在外職員の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 職能給
- 二 加算給
- 三 扶養手当
- 四 特別手当
- 五 在勤手当

2 人事部長が必要と認める場合には、人事部長が別に定める支給割合を乗じた額を在勤手当として支給することができる。

(職能給、加算給、扶養手当及び特別手当)

第3条 在外職員の職能給、加算給（以下「在外職員職能給等」という。）、扶養手当及び特別手当は、この規程に特別の定めがある場合を除くほか、職員給与規程の規定に基づいて支給し、在外職員職能給等の額は、職員給与規程に規定する職能給等に100分の80を乗じて得た額とする。

2 職員給与規程別表第3に定める職にある職員又は再雇用職員には扶養手当は支給しない。

(給与の支給定日及び支給方法)

第4条 在外職員の給与（特別手当を除く。以下この条において同じ。）の支給定日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合には、その都度、別に定める日とすることができる。

2 在外職員の給与は、前項の支給定日（同項ただし書の規定により別に定める日を含む。）において、当月分の在外職員職能給等、扶養手当、在勤手当を支給する。

(在勤手当)

第5条 在勤手当は、在外職員が外国の事務所（以下「在外事務所」という。）において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は在外職員がその職務と責任に応じて能力を十分発揮することができるよう、在外事務所の所在地（以下「在勤地」という。）における物

価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

- 2 在勤手当は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。

(在勤基本手当)

第6条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

- 2 在勤基本手当の月額、別表第1に掲げるところに従い、在勤地欄に掲げる都市及び号別によって定める。
- 3 在勤基本手当の号は、人事部長が別に定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第7条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。
- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超えるものには、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は支給しない。

(住居手当)

第8条 住居手当は、在外職員が在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

- 2 住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から同家賃の額に別表第2の控除率欄に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、別表第2に掲げる在勤地及び号の別により定める額(配偶者(出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子(主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。))(以下「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者又は人事部長が別に定める真に特別の事情がある者以外の者にあつては、その額の100分の80に相当する額)を限度とする。
- 3 住居手当の号は、人事部長が別に定める。
- 4 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当の支給期間等)

第9条 住居手当は在勤基本手当の支給期間と同じ期間、支給する。

- 2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。
- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者等を旧在勤地に残留させる在外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- 5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員が死亡時に伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当)

第10条 配偶者手当は、配偶者(在外職員を除く。)を伴う在外職員に支給する。

- 2 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第11条 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。))にあっては、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、人事部長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。
- 3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、人事部長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第12条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る部分は支給しない。

(子女教育手当)

第13条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げる者で主として当該在外職員の収入によって生計を維持している者（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 3歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であって、就学する学校（別に定める学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にある者

2 子女教育手当の月額、年少子女1人につき8,000円とする。

3 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として人事部長が別に定める地（以下この項及び第6項において「指定地」という。）に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下、この項から第5項までにおいて同じ。）が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。

一 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうちいずれか少ない額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第3項において「必要経費」という。）として人事部長が当該在外職員の勤務する在外事務所の所在する指定地において標準的であると別に認定する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

二 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として人事部長が標準的であると別に認定する額

ハ 前号ロに規定する額

4 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地であって、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として人事部長が別

に定める地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女が、当該在外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

一 在外職員の勤務する在外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として人事部長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると別に認定する額

二 前項第一号ロに規定する額

5 前2項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（人事部長が指定する施設に限る。）が存在し、かつ、当該年少子女が当該教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として人事部長が別に定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000円を限度とする。

6 指定地に所在する在外事務所に勤務する在外職員の年少子女（5歳未満の年少子女、又は5歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして人事部長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、51,000円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第14条 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると人事部長が認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を

受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が別に定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（別に定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

- 4 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。
- 5 前各項に規定するもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（租税相当額の支給）

第15条 在外職員が、在勤国の法令に基づいて、給与及び手当に対して租税を課せられたときは、その者に対して、租税の額に相当する額を支給する。

（給与の端数計算）

第16条 本邦通貨をもって定められた在外職員の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもって定められた在外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

（準用）

第17条 この規程に定めるもののほか、在外職員の給与について必要な事項は、職員給与規程及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和3年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、この規程による改正後の独立

行政法人都市再生機構在外職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和４年１０月１日から適用する。

- ２ 附則別表第１及び附則別表第２に定める在勤地に係る改正後の規程第６条第２項で定める額及び第８条第２項で定める控除率は、令和４年６月から９月までの月分については、改正後の規程第６条第２項及び第８条第２項の規定にかかわらず、附則別表第１に定める額及び附則別表第２に定める控除率とする。
- ３ 改正後の規程及び前項の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構在外職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程及び前項の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第１

在勤基本手当月額表

(単位:円)

地域	在勤地	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	９号
大洋州	シドニー	464,000	431,900	415,600	394,100	359,900	315,000	269,900	233,900	215,900

附則別表第２

住居手当限度額表

地域	在勤地	控除率	単位	限度額				
				１号	２号	３号	４号	５号
大洋州	シドニー	15.5%	オーストラリア・ドル	4,278	3,784	3,290	2,962	2,632

附 則

この規程は、令和５年３月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。

別表第1

在勤基本手当月額表

(単位:円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
大洋州	シドニー	568,000	525,500	505,800	479,400	437,900	383,200	328,500	284,600	262,700
アジア	バンコク	528,200	507,000	488,000	462,800	422,600	369,800	317,000	274,600	253,500
アジア	ジャカルタ	501,100	481,700	464,200	441,000	404,100	355,600	307,000	268,200	248,900

別表第2

住居手当限度額表

地域	在勤地	控除率	単位	限度額				
				1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	シドニー	10.7%	オーストラリア・ドル	5,010	4,432	3,854	3,468	3,083
アジア	バンコク	13.1%	タイ・バーツ	96,515	85,378	74,242	66,818	59,394
アジア	ジャカルタ	10.8%	アメリカ合衆国・ドル	3,310	2,927	2,546	2,291	2,291